

## 建設業

# 現場の トラブル 対策ガイド

# Q & A

第2回

矢野・千葉総合法律事務所  
弁護士 千葉 博

## 建設工事における 騒音・振動と法的留意点



**Q** 当社では、都心部において地下構造物の工事を受注しましたが、付近には閑静な住宅街があり、騒音や振動によるクレームが生じることが予想されます。今回のような工事の場合、法的にはどのような点に留意して工事を進めていけばいいのでしょうか。

**A** 事前の対応としては、周辺住民への説明を十分に行い、理解を得るのが最大のクレーム予防策です。作業内容によっては、騒音・振動の大きさや作業時間等の規制があり、これを遵守することが必要になります。

### 工事開始前の段取り

騒音や振動の大きさは、受けとめる側の主観によっても、ずいぶん異なるものです。工事そのものに対して周辺住民の印象がよくない場合、必要以上にクレームを招く危険があります。

最も重要なのは、事前に周辺住民との話し合いの機会を設け、可能な限りの理解をとりつけておくことです。

具体的には、工事の概要、たとえば工事予定の構造物の概要、日照や通風等への影響、工事の内容・期間、発生が予想される騒音・振動・粉塵などとこれらへの対策等の説明を行うべきでしょう。

まず、説明会等に参加している住民の意見・質問等に十分に耳を傾けることが大切です。ここで十分にヒアリングを行えば、工事全般に対して良好な印象が期待できますし、工事開始前に対応策をとりうることで、クレームの発生を防止することにもつながります。

また、説明の際には、資料を用意しつつ、相手方が知識のないことに留意し、平易な説明を行うべきでしょう。難しい内容となっていては、結局のところ「説明をしたことにはならない」と言われかねませんし、説明内容と実際の工事との間に大きな違和感を生じさせ、かえって住民感情をこじらせるおそれもあります。

住民の理解を得られたら、後日の紛争を確実に防止すべく、覚書等の書面を取り交わしてください。

### 工事騒音に対する法の規制——騒音規制法

工事騒音・振動に対する法規制としては、建設工事によるものに限らず広く適用されるものとして、騒音規制法と振動規制法があります。

騒音規制法は、都道府県知事により指定された地域内の工事に適用されます。一般的に言えば、住宅地域は通常この指定地域になっています。規制の対象となる作業は、おおまかにいえば次のとおりとなります。

- ① くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業
- ② びょう打機を使用する作業
- ③ さく岩機を使用する作業
- ④ 空気圧縮機を使用する作業
- ⑤ コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業

このほかにも、地方公共団体で、条例によって必要な規制をすることができるものとされています。

該当する建設工事の施工者は、工事開始の7日前までに市町村長に以下の事項を届け出なければなりません。

- ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 建設工事の目的に係る施設または工作物の種類
- ③ 特定建設作業の場所および実施の期間
- ④ 騒音の防止の方法
- ⑤ その他環境省令で定める事項

規制の基準については、主なものは右上の図表のとおりです。この基準についても、条例で規制強化することも可能となっています。

違反に関しては、昼間、夜間その他の時間の区分および特定建設作業の作業時間等の区分ならびに区域の区分ごとに、環境大臣の定める基準に適合せず、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合には、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、または作業時間を変更すべきことを勧告することができるものとされています。

勧告に従わなかった場合は、改善命令・変更命令が発せられ、刑罰も規定されていますから、要注意です。

### ●● 工事振動に対する法の規制——振動規制法 ●●

振動規制法においては、以下のような作業について騒音規制法とほぼ同様の規制がかけられています。

- ① くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業
- ② 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ③ 舗装版破碎機を使用する作業
- ④ ブレーカーを使用する作業

### ●● 民事上の責任 ●●

工事に問題があれば工事の差止め、あるいは損害賠償

騒音の大きさ	特定建設作業の場所の敷地境界線において、85dB以下
振動の大きさ	特定建設作業の場所の敷地境界線において、75dB以下
夜間または深夜作業の禁止	第1号区域は、午後7時から翌日の午前7時まで作業禁止 第2号区域は、午後10時から翌日の午前6時まで作業禁止
1日の作業時間の制限	第1号区域は1日につき10時間以下 第2号区域は1日につき14時間以下
連続する作業期間の制限	特定建設作業の全部または一部に係る作業時間が、同一場所において連続して6日以下
休日等の作業禁止	日曜日その他の休日における特定建設作業による騒音・振動の発生禁止

注1 第1号区域とは、市街化区域のうち第2号区域および工業専用地域以外の区域をいう

2 第2号区域とは、次の区域をいう

- ① 騒音の場合は、工業地域のうち、学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの範囲を除いた区域
- ② 振動の場合は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域のうち、学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの範囲を除いた区域
- ③ 災害その他非常事態の発生、人の生命または、身体に対する危険の防止、鉄道または軌道の正常な運行を確保、道路の夜間作業などについては、規制基準の適用除外規定がある

請求などといった民事上の問題としても表面化してきます。これが認められるか否かは、当該の騒音・振動が社会生活上受忍すべき限度を超えたかにより決定されます（受忍限度論）。

結局、個々のケースごとに種々の事情を総合して決定することになりますが、騒音・振動の大きさのほか、周辺の環境（閑静なところか）、被害の程度、工事業者の側の防止措置の内容等も考慮していくことになります。

騒音規制法・振動規制法の規制基準により損害賠償請求権の有無も一律に決まるというものではありません。通常は慰謝料請求ということになりますが、数十万円という形で総額によりこれを認めるもの、工事期間につき1日数百円という形でこれを認めるものなどがあります。

工事の差止めについては、法律的には仮処分という手続によることになりますが、これは工事業者に対する影響が大きいため、ほとんど認められてはいません。